

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かか そうだんないよういちらん
 障害者差別解消法に係る相談内容一覧

R4.第1回障がい者
 差別解消支援協議会
 資料 4

れいわ3ねん どしもほんきぶん 10がつ 3がつ
 (令和3年度下半期分 (10月～3月))

		相談内容						
うけつけじき 受付時期	けいろ 経路	そうだんしゃ 相談者	しょうがい 種別	ばめん 場面	そうだんようし 相談要旨	たいおうがいよう 対応概要	びこう 備考	
1	れいわ ねん 令和3年 10月	メール	ほんにん 本人	ちやうかくしょう 聴覚障 がい	ぎやうせい 行政	<p>しゃかいほけん ろうむし 社会保険労務士 として「口頭意見 陳述」を行う際、 ちんじゆつ おこなうさい 要約筆記の たいおう ようやくひつき 対応 をおねがいしたと おねがい ころ、きよひ ころ、拒否され た。</p>	<p>そうだんしゃ こうせいきよく 相談者と 厚生局 と の話し合いを仲介。 こうせいきよく しょう 厚生局から「障が いの じやうきやう 状況をよく かくにん いっばんでき 確認せず、一般的 たいおう こたえてしま 対応を答えてしま た」と対応を反省す るような発言あり。 また、相談者の じやうきやう ききながら 状況聴きながら、 こみゆにけーしょん コミュニケーション 手段の提案を行うな ど歩み寄りの姿勢も みられた。</p>	<p>とうしょ よきん そち 当初、①予算措置が なされていない、② たいせい 体制がとれていな い、という理由を しゅちやう だいたいあん 主張し、代替案とし て、おききなこえ はなす 大きな声で話す、 パネル等を準備す る、事前に質問を うけつけるとう ていあん 受け付ける等を提案 していた。</p> <p>はなしあいじ 話し合い時には、 そうだんしゃ しょうがい 相談者の 障害 じやうきやう や ようぼう 状況 や 要望を きき 要約筆記に かわる 代わる こみゆにけーしょん コミュニケーション 手段を提案してい た。</p> <p>そうほう 双方 の こみゆにけーしょん コミュニケーション が不足による、相互 りかい けつじよ げんいん 理解の欠如が原因と おもわれる。また、 こうせいきよくたんとうしゃ 厚生局担当者の、 しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法 への理解が不十分で あった印象がある。</p>

	うけつけじき 受付時期	けいろ 経路	そうだんしゃ 相談者	しょうがい 障害 種別	ばめん 場面	そうだんないよう 相談内容	たいおうがいよう 対応概要	びこう 備考
2	れいわ3ねん 令和3年 12がつ 12月	らいちよう 来庁	ほんにん 本人	したい 肢体 ふじゆう 不自由	びよういん 病院	<p>ひだりはんしんまひ 左半身マヒによ りレントゲンが せいかく 正確に撮影できな いことを理由に じゆしん 受信を拒否された ことがある。</p> <p>その当時はことを あらかた 荒げたくないため にひきさがつた が、今年になり しょうがい 障害者差別 かいしょうほう 解消法が改正さ れ、事業所の差別 きんし 禁止（合理的配慮 の提供）が義務に なつたと聞いて、 びよういん 病院へ説明するた めの資料を貰いに きた。</p>	<p>く 区の障害者差別 かいしょうほう 解消法の ばんふれつ パンフレット及び と 都の条例に かんする 関する冊子を てわたした 手渡した。</p>	<p>いぜん 以前、同病院で けんこうしんたん 健康診断を受診し た際に、 レントゲン技師に しせい 姿勢を矯正する ために急に さわられた 触られたことを じぶん 自分が咎めたこと がきっかけではな いか、との推測が ある模様。</p> <p>拒否された際は びよういん 病院の事務長か ら、せいかく 正確な診察が できないため、と 理由の説明があつ たとのこと。</p>
3	れいわ3ねん 令和3年 12がつ 12月	らいちよう 来庁	ほんにん 本人	せいしんしょう 精神障 がい	ぎようせい 行政	<p>ケースワーカーか ら目的不明な質問 (女性と歩いてい るところをみた) をされ、質問の い 意図をたずねても む 無視され、言葉と たいど 態度による虐待 を受けた。なぜ じぶん 自分に対し失礼な しつもん 質問、態度をした のかを知りたい。</p>	<p>ふくしおんぶずまん 福祉オンブズマン による調査の けつか 結果、誤解があつ たことが判明。相 談者に結果を通知 した。</p> <p>せいかつふくしか 生活福祉課には ざんたん 雑談であっても 相談者の病状を こうりよ 考慮した内容を話 するよう伝えた。</p>	<p>そうだんしゃ 相談者のアパート の大家(女性)が おおや 相談者に親切にし てくれるという 過去の記録から、 ぐうぜんまち 偶然町で相談者と いるとことを みか 見かけた女性が おおや 大家さんだったの ですねという意味 での雑談であつた とのこと。コロナ か 禍で訪問等ができ ていない状況が つづき 続き、ケースワー カーと相談者の しんらいかんけい 信頼関係が築けて おらずケースワー カーにとっては</p>

								雑談であっても相談者にとっては不躰でプライバシーを侵害されたと感じてしまった。
	うけつけじき 受付時期	けいろ 経路	そうだんしゃ 相談者	しょうがい 障害 しゅべつ 種別	ばめん 場面	そうだんないよう 相談内容	たいおうがいよう 対応概要	びこう 備考
4	れいわ4ねん 令和4年 2がつ 2月	らいちよう 来庁	ほんにん 本人	ないぶしょう 内部障 がい	きんむさき 勤務先	しんぞうべん 心臓弁を装着したことにより、これまでの仕事をさせてもらえなくなった。これは障がい者に対する差別ではないか。	そうだんしゃ 相談者は弁護士を立てて勤務先と話し合いをしていることから、今回は対応不要。	<ul style="list-style-type: none"> 手術後、会社側から「職場で何か起きてても責任を取れない。」と言われ、手術前と同様の仕事をさせてもらえなくなった。 現在は本人、会社側ともに弁護士をつけての話し合いを行っている。 ハローワークや労働基準監督署にも連絡を入れており、差別ではないかと言われている。 手術以前より、別件で会社と揉めていることがあり、それも今回のような処遇の要因なのではないかと考えている。 担当医師からは、就労を控えるようにとの話はされていない。

5	令和4年 2月	電話	窓口事 業者	精神障 がい	施設	<p>区立施設を利用するにあたり、セラピー犬を補助犬と同様に同伴してもよいか問い合わせがあった時の対応方法を聞きたい</p>	<p>国立科学博物館で同ケースが発生した際に、セラピー犬は補助犬とは異なるため同伴入館を断っている。大田区ではセラピー犬の同伴について取り決めはないが、セラピー犬は補助犬と異なり訓練を受けていない場合があることから、ペットと同様と判断し、同伴入館は難しい旨を説明した。</p>	
6	令和4年 2月	電話	家族	知的障 がい	不明	<p>知的障害の息子が支援者宅に住んでいたが、勝手にクレジットカードを作られ、生命保険に加入させられた。生命保険の契約状況が一切分からないので、どこに確認すれば良いか知りたい。</p>	<p>生命保険は、保険料を滞納すると失効になることを説明し、金銭管理を行っているという生活保護の担当ケースワーカーに、契約状況を確認してみるよう助言した。また、生命保険の相談窓口を案内した。</p>	